

積立定期預金 “たむたむ”

ご利用いただける方		個人のお客さま、法人のお客さま
預 入	期 間	6か月以上5年以内。据置期間1か月。
	方 法	分割預入となります。
	金 額	1,000円以上
	単 位	1,000円
払 戻 方 法		初回満期日および中間満期日に自動解約し、元金と利息を契約時に指定いただいた入金口座へ自動入金します。なお、最終満期日以降は一括払戻となります。 (最終満期日の指定がない場合、定期的に元金をお受取いただけるエンドレス型となります。)
利 息	適用金利	積立金額、積立期間に応じたスーパー定期・スーパー定期300の店頭表示利率(固定金利)を適用します。
	利 払 頻 度	中間利払…積立期間が2年以上のものについて、満期日から逆算して1年目の応当日(1回～4回)ごとに利息の70%を支払います。 満期利払…解約利息(中間利払済の場合は、解約利息と中間利払利息との差額)を支払います。
	付 利 単 位	1円
	計 算 方 法	単利計算…単利型および複利型で、積立期間が3年未満の場合には、1年を365日とした単利型の日割り計算となります。 複利計算…複利型で、積立期間が3年以上5年以内の場合には、1年を365日とした半年複利型の日割り計算となります。
税 制 上 の 取 扱		個人の場合…分離課税(20%)又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 法人の場合…総合課税又は非課税
預金口座振替の取扱		ご指定の振替日に、ご指定の振替金額を、自動的に積み立てる預金口座振替ができます。
中 途 解 約 の 取 扱		(1) 単利型の場合 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(少数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 また、後記②～⑦の基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、後記②～⑦の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。

	<p>① 6か月未満 預入日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 預入日における6か月ものの店頭表示利率×70%</p> <p>③ 1年以上2年未満 預入日における1年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>④ 2年以上3年未満 預入日における2年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 預入日における3年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 預入日における4年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑦ 5年以上7年未満 預入日における5年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑧ 7年以上10年未満 預入日における7年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>(2) 複利型の場合 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(少数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金について、当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての期限前解約利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。</p> <p>また、後記②～⑦の基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、後記②～⑦の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。</p> <p>① 6か月未満 預入日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 預入日における6か月ものの店頭表示利率×70%</p> <p>③ 1年以上2年未満 預入日における1年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>④ 2年以上3年未満 預入日における2年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 預入日における3年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 預入日における4年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑦ 5年以上7年未満 預入日における5年ものの店頭表示利率×70%</p> <p>⑧ 7年以上10年未満 預入日における7年ものの店頭表示利率×70%</p>
満期後利息の取扱	解約日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度	預金保険制度の対象となります。(ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。)

金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。
当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成 28 年 1 月現在)

